

練馬区第二期特定健康診査等実施計画（案）について

1 趣旨

特定健康診査、特定保健指導は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）により、各医療保険者が実施主体とされ、実施計画の策定が義務付けられており、区においても第一期計画（計画期間：平成20～24年度）を定めているところである。この度、国が25年度以降に向けた基本的な指針を改定し、各保険者に示されたことから、この指針を踏まえ第二期計画を策定する。

2 計画期間

平成25～29年度

3 第二期計画（案）

別添のとおり

4 主な変更点

(1) 目標値

	第一期計画	第二期計画
特定健康診査実施率	24年度に65%	29年度に60%
特定保健指導実施率	24年度に45%	29年度に60%
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率	24年度に10%減少(20 年度比較)	

※ 目標値は国の基本的な指針に定められている参酌標準に沿って設定した。

(2) その他

ア 胸部エックス線検査については、特定健康診査時における付属検査として位置付けた。

イ これまでも実施している特定健康診査受診勧奨、特定保健指導利用勧奨について、より充実した取組を行うため、明文化した。

5 今後のスケジュール

練馬区国民健康保険運営協議会に報告し3月中に決定して、区ホームページに掲載し周知する。